

## 鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金交付要綱

制 定	平成19年 6 月20日 第200700041790号
一部改正	平成20年 7 月14日 第200800061699号
一部改正	平成21年 9 月18日 第200900097339号
一部改正	平成22年 3 月30日 第200900204847号
一部改正	平成25年 4 月 1 日 第201200203857号
一部改正	平成26年 3 月31日 第201300202542号
一部改正	平成29年 5 月 8 日 第201700030438号
一部改正	平成30年 3 月23日 第201700291251号
一部改正	平成31年 3 月 8 日 第201800334949号
一部改正	令和 3 年 3 月26日 第202000309952号

鳥取県生活環境部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、絶滅のおそれのあるツキノワグマと人との遭遇を回避することにより、人身被害を予防し、それぞれが安全に共存できる地域社会の実現を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を自ら実施し、又は自治会その他の団体が行う同表の第1欄1（3）に掲げる対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に3分の2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（別表の第3欄に定める額を限度とする。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

**（間接交付の条件）**

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

**（承認を要しない変更）**

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

**（指示等の報告）**

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

**（実績報告の時期等）**

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業（補助金が間接交付の場合は、間接補助事業）の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

**（間接補助金の支払い）**

第10条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受

けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### (財産処分の制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

#### (間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

#### (提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類の部数は1部とし、提出先は次表のとおりとする。

事業実施主体	提出先
鳥取市、岩美町、八頭郡の町	知事
倉吉市、東伯郡の町	中部総合事務所長
米子市、境港市、西伯郡の町村、日野郡の町	西部総合事務所長

#### (交付決定前の着手等)

第14条 事業の着手は、原則として、交付決定又は補助金の増額に係る変更承認（以下「交付決定等」という。）通知後に行うものとする。ただし、次のものに限り、交付決定等の前に着手することができるものとし、この場合は、申請年度の4月1日から交付決定等の日までの間に実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

(1) 4月10日までに交付申請が行われたもの

(2) 別表の第1欄2(2)の出没時安全対策事業のうち、薬殺に係るもの

#### (雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行し、平成19年度に実施する事業から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成20年7月14日から施行し、平成20年度に実施する事業から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成21年9月18日から施行し、平成21年度に実施する事業から適用する。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年5月9日から施行し、平成29年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年3月23日から施行し、平成30年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月8日から施行し、平成31年度（2019年度）に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 補助対象経費	3 限度額	4 補助率
事業名	細事業名（内容）			
1 ツキノワグマ遭遇防止事業	(1) 注意喚起広報事業 看板、チラシ等を用いてツキノワグマの出没状況等について広報する事業	(1) 看板作成又は忌避剤購入のための消耗品費 (2) チラシ作成のための印刷製本費	一市町村当たり 138,000円	1 / 2
	(2) 学習会開催事業 ツキノワグマの生態等に関する学習会を開催する事業	(1) 講師等の謝金、旅費 (2) テキスト購入のための消耗品費 (3) 資料作成のための印刷製本費	学習会1回当たり 88,000円	
	(3) クマよけ鈴等配布事業 ツキノワグマの目撃情報等があった地区の住民に対し、クマよけ鈴又はこれに類するもの（以下「クマよけ鈴等」という。）を配布する事業	(1) クマよけ鈴等の購入のための消耗品費 (2) クマよけ鈴等の配布のための通信運搬費	クマよけ鈴等1個当たり 1,500円	1 / 3
2 ツキノワグマ出沒対応事業	(1) 追払体制整備事業 ツキノワグマが出没した際にこれを追い払うための体制を整備する事業	(1) 追い払うための活動の委託費 (2) 威嚇弾、花火、爆竹等の購入のための消耗品費	1箇所当たり 43,000円	1 / 2
	(2) 出沒時安全対策事業 ツキノワグマが出没した際に安全対策を行う事業	(1) 安全対策を委託するための委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難だと県が認めた場合については、この限りでない。） (2) その他、安全対策を行う者の賃金及び安全対策に必要な実包等の購入のための消耗品費	1人1日当たり 15,300円  薬殺に係る委託費は、薬殺1回当たり 180,000円	

年度鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（報告）書

(1) 事業総括表

(単位：円)

対象事業区分		事業費	補助対象 経費	経費内訳		
				県補助金	市町村費	その他
ツキノワグマ 遭遇 防止 事業	注意喚起広報事業					
	学習会開催事業					
	クマよけ鈴等配布事業					
	小計					
ツキノワグマ 出没 対応 事業	追払体制整備事業					
	出没時安全対策事業					
	小計					
計						

(2) 事業計画明細書

ア 注意喚起広報事業

実施地区	実施（予定）期間	経費の内容	事業費	経費内訳		
				県補助金	市町村費	その他
	年 月 日から 年 月 日まで		円	円	円	円
計						

イ 学習会開催事業

実施地区	対象者	実施（予定）期間	経費の内容	事業費	経費内訳		
					県補助金	市町村費	その他
		年 月 日から 年 月 日まで		円	円	円	
計							

ウ クマよけ鈴等配布事業

実施地区	対象者	実施（予定）期間	鈴等の数量 及び単価	事業費	経費内訳		
					県補助金	市町村費	その他
		年 月 日から 年 月 日まで		円	円	円	円
計							

エ 追払体制整備事業

実施地区	実施（予定）期間	内容及び数量	事業費	経費内訳		
				県補助金	市町村費	その他
	年 月 日から 年 月 日まで		円	円	円	円
計						

オ 出没時安全対策事業

区分	実施地区	出役（予定）日数 及び実施日	事業費	経費内訳		
				県補助金	市町村費	その他
薬殺 以外		日（人）	円	円	円	円
		年 月 日（人）				
		年 月 日（人）				
		年 月 日（人）				
薬殺		回	円	円	円	円
		年 月 日				
		年 月 日				
計						

3 補助事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い

（ 一般課税業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ）

※該当するものに○をしてください

年度鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業収支予算（決算）書

1 歳入予算（決算） (単位：円)

区分	予算額	決算（見込み）	差引
県補助金			
市町村費			
その他			
計			

2 歳出予算（決算） (単位：円)

区分	予算額	決算 (見込み)	補助対象 経費 (A)	限度額 (B)	算定 基準額 (AとBのい ずれか低い額 =C)	(C) × (補助率)	交付 申請額	備考
計								

(注1) 歳出予算（決算）の各欄は、細事業ごとに各経費を分けて記載すること。

(注2) 委託費のうち、県内事業者への発注が困難な場合は、その理由を交付申請時に備考欄又は別紙等に記載すること。



年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業（〇〇〇事業）」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金交付要綱（平成19年6月20日付第200700041790号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があったツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金について、補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。